

## 農地転用に伴う誓約書

### 1 物件の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	譲渡人	譲受人
		台帳	現況			

- 2 農地の埋立工事などにより、農道など公共施設を使用する場合は、その施設を破損しないよう注意し、万一破損した場合は、転用者において原形に復します。
- 3 農地を転用することによって、排水不良及び土砂の流出等により隣接農地又は付近農地に被害を及ぼさないようにします。
- 4 道路、水路等公共用地との境界は、四日市市役所用地課で所定の手続を行います。なお、公共用地である溝畔は、そのまま残します。
- 5 道路、河川を占用又は加工する場合は、四日市市役所道路管理課又は河川排水課で所定の手続を行います。
- 6 公共用地の水路等（農業用排水路を含む）を占用又は加工する場合は、四日市市役所河川排水課又は農水振興課で所定の手続を行います。

このたび農地法に基づき農地転用することについて、上記事項を遵守することを証するため本書 2 通を作成し、転用申請者と農業委員会が各 1 通を保管します。

年 月 日

転用申請者 住所  
氏名

四日市市農業委員会会長